

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月30日

新潟県企業管理者 大田 正信

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p><u>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u></p> <p><u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</u></p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（特別休暇）</p> <p>第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地震、水害、火災その他の災害により<u>職員の現住居が滅失又は破壊された場合</u> そのつど1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間</p> <p>(15)～(23) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。